

医療関係機関の皆様へ

# 感染性廃棄物を 適正に処理するために



平成 20 年 2 月

東京都環境局

## はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」又は「廃棄物処理法」という。）により、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、特別管理廃棄物として処理するものとされています。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。これは「排出事業者責任」と呼ばれるものです。医療関係機関等においては、医療行為等に伴って排出される廃棄物を適正に処理する必要があります。

特に医療廃棄物に関しては、平成11年に発生した青森・岩手県境の大規模不法投棄事件が記憶に新しいところです。不法投棄された廃棄物の中には、都内多くの医療関係機関等から排出された医療廃棄物も含まれていました。

国（環境省）は度重なる法改正の中で「排出事業者責任」を強化しており、悪質な医療関係機関等が廃棄物処理法違反で措置命令や刑事責任を問われるケースも想定されます。

また、平成16年3月に、国の策定する「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が改正されました。これにより、今まで医師等の判断に委ねられてきた感染性廃棄物と非感染性廃棄物との区分がより客観的に判断されることになりました。

このパンフレットは、医療関係機関等から排出される廃棄物、とりわけ特別管理廃棄物に該当する感染性廃棄物の具体的な取扱いについて、十分に御理解いただくために作成したものです。

医療関係機関等の皆様には、このパンフレットを参考にして医療廃棄物の適正処理に向けた取組をお願いします。

平成20年1月

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

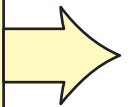
## 自己チェックリスト

皆さんが現在行っている医療廃棄物の処理が、法律の基準に従って「適法に」行われているかどうかを確認できるように、簡単な自己チェックリストを作成しました。

チェック事項により確認作業を行い、必要に応じて本文を参照するなど適正処理の確保に御活用ください。

また、今後も機会をみつけて定期的に確認作業を行うなど、適正な処理の確保にチェックリストを御活用ください。

1つでも「していない」に印がつけば、その項目について廃棄物処理法に違反しているおそれがありますので、早急に是正してください。



自己チェックリスト

チェック事項	チェック
01 廃棄物の分別は適正に行っていますか？ (⇒ p.03 ~ 10)	している／していない
02 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置して、都知事に報告していますか？ (⇒ p.11)	している／していない
03 多量排出事業者の報告は行っていますか？ (⇒ p.12) (前年度の特別管理産業廃棄物の排出量が 50 トン以上の医療関係機関等)	している／していない
04 帳簿を作成し、保存していますか？ (⇒ p.12)	している／していない
05 感染性廃棄物の保管場所は適切に設置、管理していますか？ (⇒ p.14)	している／していない
06 必ず書面で契約していますか？ (⇒ p.19)	している／していない
07 収集運搬契約と処分契約は別々に行っていますか？ (⇒ p.19) (収集運搬業者と処分業者が同一の場合は一つで結構です)	している／していない
08 許可証の写しを契約書に添付していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
09 添付されている許可証の許可期限は有効期間内であることを確認していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
10 委託したい廃棄物は許可品目に含まれていることを確認していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
11 契約書には必要事項を漏れなく記載していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
12 契約書は 5 年間保存していますか？ (⇒ p.20)	している／していない
13 マニフェストは自ら交付していますか？ (⇒ p.22)	している／していない
14 マニフェストの B2 票、D 票、E 票の戻りは確認していますか？ (⇒ p.22)	している／していない
15 マニフェストは処理終了後 5 年間保存していますか？ (⇒ p.22) (電子マニフェストの場合は除く)	している／していない
16 産業廃棄物管理票交付等状況報告書は提出していますか？ (⇒ p.25) (平成 20 年度から、電子マニフェストの利用分は除く)	している／していない

< 略語 >

○ **法**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)

○ **令**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号)

○ **規則**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年 9 月 23 日厚令第 35 号)

○ **マニュアル**

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4791>

(平成 16 年 3 月 16 日付環廃産発第 040316001 号通知「感染性廃棄物の適正処理について」別添)

○ **医療関係機関等**

病院、診療所 (保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、大学及び試験研究機関 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。) をいう。(令別表第 1 の 4 の項、規則第 1 条第 5 項)

○ **医療廃棄物**

医療行為等に伴って生ずる廃棄物をいう。

○ **感染性廃棄物**

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

○ **非感染性廃棄物**

医療行為等に伴って生ずる廃棄物のうち、感染性廃棄物以外の廃棄物をいう。

○ **医師等**

医師、歯科医師及び獣医師をいう。

## 目次

### 巻頭 自己チェックリスト

1 章 排出事業者責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01

2 章 廃棄物の分別方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 03

### 3 章 廃棄物の管理

1 事務編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2 保管編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

3 処理編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

### 4 章 委託処理

1 許可業者を選ぶ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

2 契約を締結する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する・・・・・・・・ 22

### 5 章 廃棄物をめぐる先進的取組

1 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度・・・・ 30

2 医療廃棄物の個別追跡管理システム・・・・・・・・・・・・・・ 32

### 巻末 問い合わせ先

## 1章 排出事業者責任

廃棄物（特に産業廃棄物）の処理は、なぜ排出事業者責任なのでしょう？

通常の商取引では所有権が移るとその時点で責任はなくなります。しかし、廃棄物については最終処分終了まで注意義務が発生し、不法投棄などの不適正処理が起こった場合は懲役や罰金といった厳しい罰則が科せられる可能性があります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（法第3条第1項）

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」（法第11条第1項）

これらは、「排出者責任の原則」と呼ばれています。廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。（出典：環境省平成13年版循環型社会白書）

すなわち、廃棄物は環境に負荷を与えているので、その廃棄物を出した者が、きちんと処理しなければならない、という考え方です。

「汚染者負担の原則（Polluter Pays Principle）」とは、公害防止のための費用負担のあり方についての考え方で、1972年にOECD環境指針原則勧告の中で示された原則です。その意味は、「希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、ゆがみを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則です。この原則は、汚染者が需要可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施することに伴う費用を負担すべきであるということ」です。環境を守るための費用を、環境に負荷を与えるものが負うべきだ、ということです。（出典：環境省平成13年版循環型社会白書）

事業者が処理しなければならないというのは、必ずしも事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理する能力を持つ他の者に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味しています。

またその場合、産業廃棄物の発生から最終処分終了まで、処理が適正に行われるために必要なあらゆる措置を講じるよう努めなければならない（法第12条第5項）とされ、注意義務を負うことが明らかにされています。この規定に違反し、注意義務を怠ると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令の対象となることもあります。（法第19条の6）

このように、廃棄物処理法はとても厳しい法律です。とりわけ感染の危険を伴う感染性廃棄物は不適正な処理が行われると、重大な問題になってしまいます。次章から、適正に処理するための対応をみていくことにしましょう。



## 2章 廃棄物の分別方法

このパンフレットで説明する「廃棄物」は、図.1のように、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大きく分類されます。また、「感染性廃棄物」とはそのうち特に指定された有害なもの、「特別管理廃棄物」に該当し、「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」に分かれます。

廃棄物（廃棄物処理法の対象である、いらなくなったもの）

産業廃棄物（事業活動で発生したもののうち、20種類）

（例：廃プラスチック、金属くず等）

特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

＜感染性産業廃棄物＞（例：血液、注射針等）

一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）

事業系一般廃棄物（事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの）（例：紙くず等）

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活から発生したもの）

特別管理一般廃棄物（一般廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

＜感染性一般廃棄物＞（例：臓器、血液等の付着した脱脂綿・ガーゼ等）

図.1 廃棄物の分類

### (1) 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等で医療行為に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。

「在宅医療廃棄物」は、家庭廃棄物に分類されることになります。

なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年6月10日法律第167号）の規制を受けます。販売元と相談の上、処理してください。

## (2) 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分類されます。(令別表第1の4、令別表第2)

また、医療関係機関等以外から発生した廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

## (3) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

病院や診療所等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

- ① 感染性廃棄物
- ② 非感染性廃棄物  
(医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの)
- ③ それ以外の廃棄物  
(紙くず、生ごみ等、主に一般廃棄物)

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの、いずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いになりますので、許可業者に委託し処理してください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても、感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。(参照：p.06 図.2)

非感染性廃棄物は、通常の産業廃棄物として処理することになります。診療所等においては、所在地の清掃事務所が収集する場合がありますので、当該区市町村の清掃事務所の指示に従ってください。

感染性廃棄物に該当するかどうかは、p.06～08の図.2～5を御覧ください。  
(特定薬品等、特別管理産業廃棄物に該当するものも別途ありますので、注意してください。)

## (4) 紙おむつ

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで①、②に該当するものは、感染性廃棄物になります。

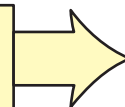
- ① 血液が付着したもの
- ② 次のような特定の感染症患者が使用したもの
  - イ 指定感染症、新感染症
  - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
  - ハ 感染症法で四類及び五類の一部

血液等が付着していなければ、イ～ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物（事業系一般廃棄物）として区分されます。

ただし、使用後の紙おむつの排出については受入条件などが自治体により異なるため、その取扱いについて医療関係機関等、処理業者、地元自治体（区市町村）との間で十分調整する必要があります。

使用後の紙おむつの取扱いについては、p.09～10の表.1、2を御覧ください。

（表.2は平成18年12月8日に改正された感染症法上の分類です。感染性廃棄物の判断上の参考にしてください。）

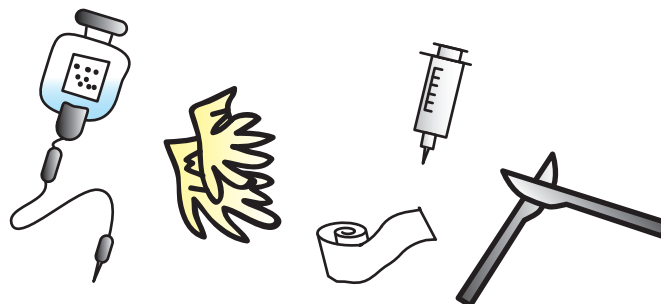
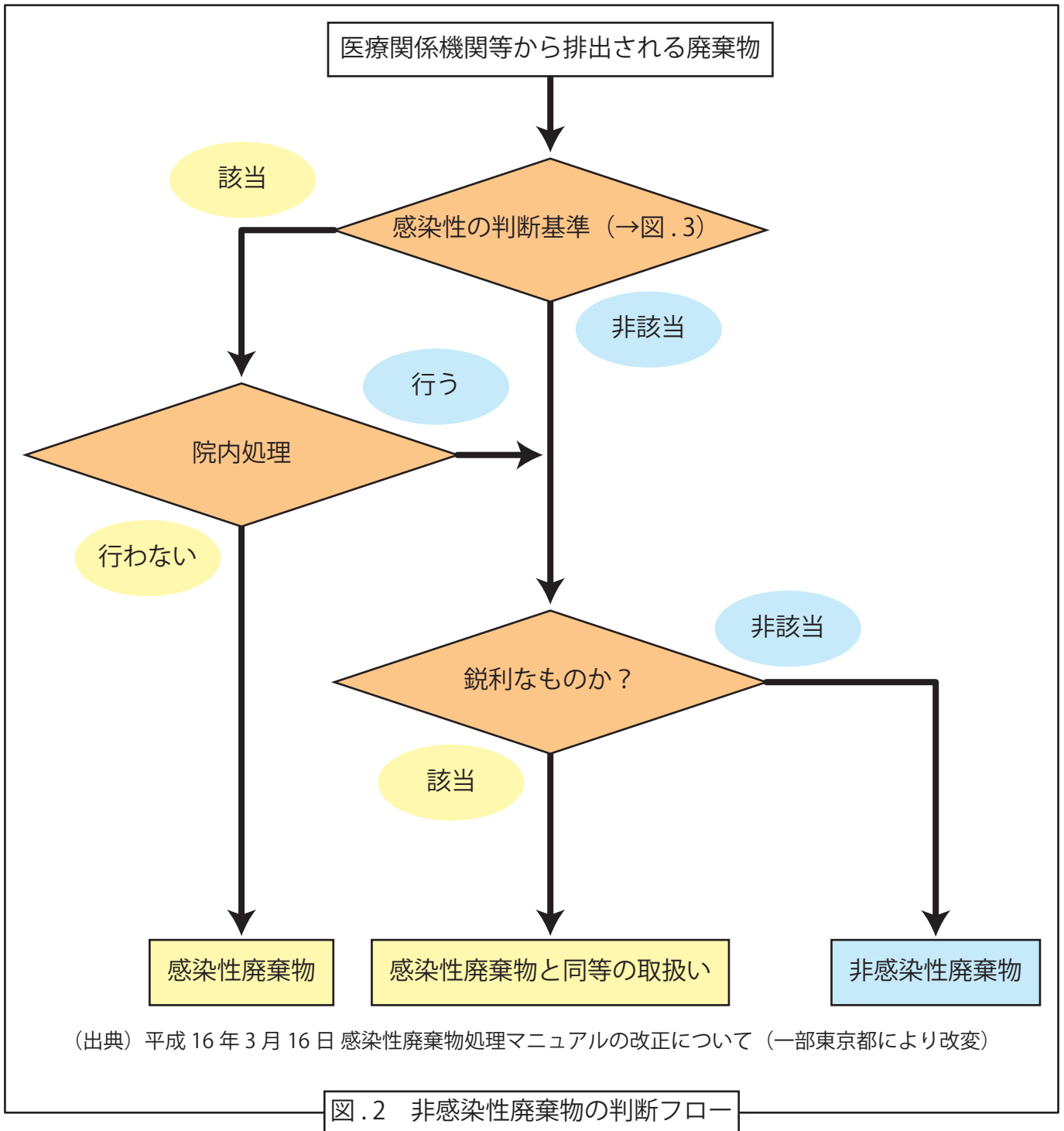


## (5) その他

判断フロー等で判断できないものは、医師等により感染性のおそれを最終的に判断し分別を行います。当該廃棄物の感染性の有無だけでなく

- ① 当該廃棄物はどのように取扱う必要があるか？
- ② 感染性を喪失させる処理は必要か？
- ③ 非感染性廃棄物の処理ルートで処理しても大丈夫か？

などの観点を考慮に入れて、適切な分別を行うようにしてください。



## 感染性廃棄物の判断フロー

### 【STEP 1】(形状)

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）
- ② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等<sup>（注1）</sup>）
- ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの<sup>（注2）</sup>
- ④ 血液等が付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）<sup>（注3）</sup>

はい

いいえ

### 【STEP 2】(排出場所)

感染症病床<sup>（注4）</sup>、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

はい

いいえ

### 【STEP 3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。）<sup>（注5）</sup>

はい

いいえ<sup>（注6）</sup>

感染性廃棄物

## 非感染性廃棄物

（注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1） ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2） 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床

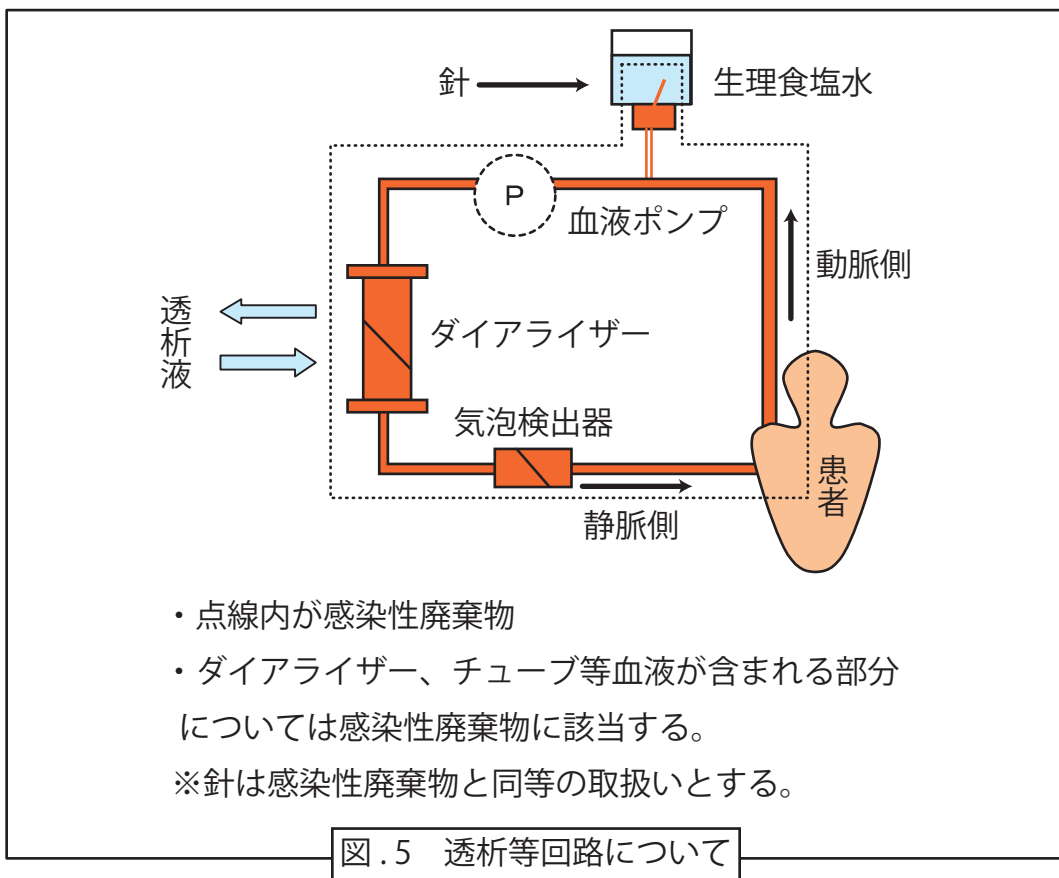
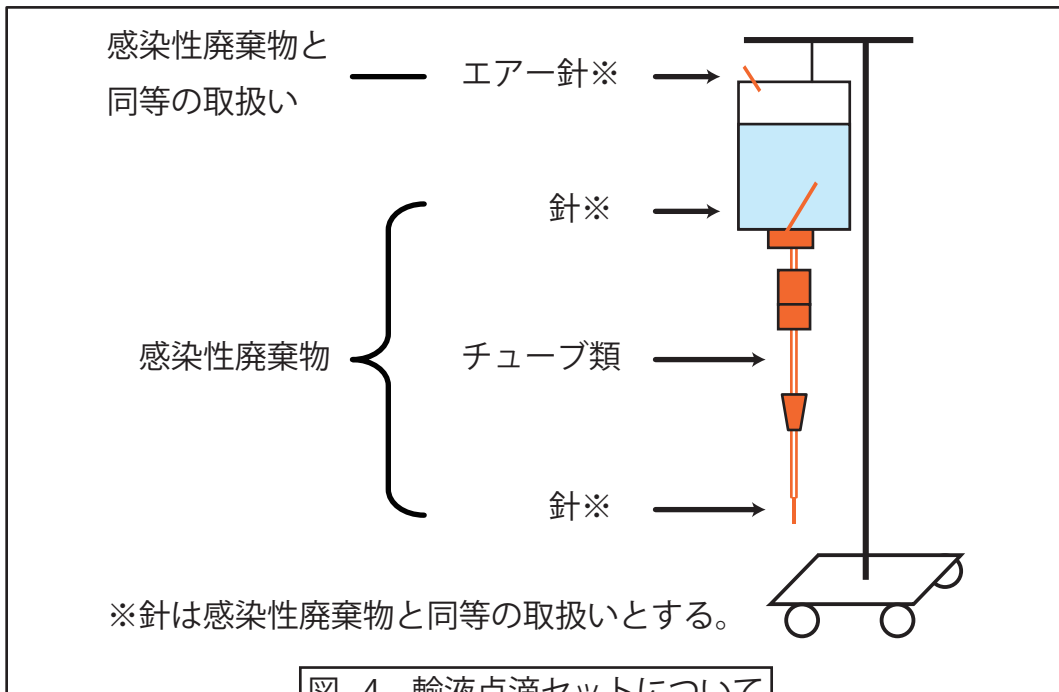
（注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスプレイの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ、麻疹、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参照：p.09表.1）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

（出典） 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（一部東京都により改変）

図.3 感染性廃棄物の判断フロー



(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (一部東京都により改変)

表.1 感染症ごとの紙おむつの取扱い

(○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物)

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	○	
三類	腸管出血性大腸菌感染症	○	
四類	E 型肝炎、A 型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、炭疽、ニパウイルス感染症、ボツリヌス症、レプトスピラ症	○	
	ウエストナイル熱、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q 熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	アメーバ赤痢、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ジアルジア症、水痘、手足口病、突発性発しん、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎	○	
	RS ウイルス感染症、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、後天性免疫不全症候群、細菌性髄膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、伝染性紅斑、破傷風、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん、無菌性髄膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
指定感染症		○	
新感染症		○	

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（一部東京都により改変）

※注 本表は、平成 18 年 12 月 8 日改正前の感染症法に基づくもので、今後のマニュアル改訂に伴い変更される可能性がある。（改正後の感染症法に基づく分類は p.10 表.2 を参照）



表.2 感染症法上の分類（平成18年12月8日改正）

感染症法の分類	感染症名
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 <b>南米出血熱</b>
二類	急性灰白髄炎、ジフテリア、 <b>結核、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）</b>
三類	腸管出血性大腸菌感染症、 <b>コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス</b>
四類	E型肝炎、A型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、炭疽、ニパウイルス感染症、ボツリヌス症、レプトスピラ症 ウエストナイル熱、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症 <b>オムスク出血熱、キャサナル森林熱、西部馬脳炎、ダニ媒介性脳炎、東部馬脳炎、鼻疽、ベネズエラ馬脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、ロッキー山紅斑熱</b>
五類	アメーバ赤痢、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ジアルジア症、水痘、手足口病、突発性発しん、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎 RSウイルス感染症、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、後天性免疫不全症候群、細菌性髄膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、伝染性紅斑、破傷風、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん、無菌性髄膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
指定感染症	<b>インフルエンザ（H5N1）</b>
新感染症	

(赤字部分が追加・修正のあった感染症名)

(東京都作成)

指定感染症

⇒ インフルエンザ（H5N1）：平成18年6月12日施行、平成19年6月11日延長



## 3章 廃棄物の管理

### 1 事務編

#### (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第6項）

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は、歯科衛生士（ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者<sup>※1</sup>
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った者<sup>※2</sup>

注）感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物（強酸、強アルカリなど）を排出する場合は、②又は③の資格が必要です。

※1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問い合わせ先：（社）東京産業廃棄物協会

他県会場の問い合わせ先：（財）日本産業廃棄物処理振興センター

※2 環境衛生指導員歴2年以上など

#### (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、30日以内に都知事に報告してください。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

まだ設置の報告をされていない又は届出の有無を確認したい場合は、産業廃棄物対策課規制監視係（参照：巻末問い合わせ先）までお問い合わせください。

届出様式は、p. Bを参照にしてください。産業廃棄物対策課のホームページから届出様式、記載例等が入手できます。

URL：<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/todoke/tokukan/index.htm>

**(3) 多量排出事業者の処理計画の作成**（法第12条の2第8項、同第9項）

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である病院等（「多量排出事業者」）は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告してください。

提出及び問い合わせ先：廃棄物対策部計画課 TEL：03-5388-3577

URL：<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/todoke/taryo/index.htm>

**(4) 管理規程の作成**

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底するようにしてください。

**(5) 帳簿の記載と保存**（法第12条の2第12項、法第7条第15項、同第16項）

感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物を生ずる事業所又は施設内処理等で一定規模以上の産業廃棄物処理施設（法第15条第1項）を設置する医療関係機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務付けられています。

## ○ 帳簿の記載事項

**(自ら運搬)**

- ① 運搬年月日
- ② 運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ③ 保管積替え場所ごとの搬出量

**(運搬の委託)**

- ① 委託年月日
- ② 運搬者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 運搬先ごとの委託量

**(自ら処分)**

- ① 処分年月日
- ② 処分方法ごとの処分量
- ③ 処分後の持出先ごとの持出量

**(処分の委託)**

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 処分者ごとの委託内容及び委託量

## ○ 帳簿の取扱い

- ① 翌月中までに記載すること
- ② 1年間で閉鎖する
- ③ 閉鎖してから5年間保存する

# 特別管理産業廃棄物 管理責任者設置（変更）報告書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更）したので、次のとおり報告します。

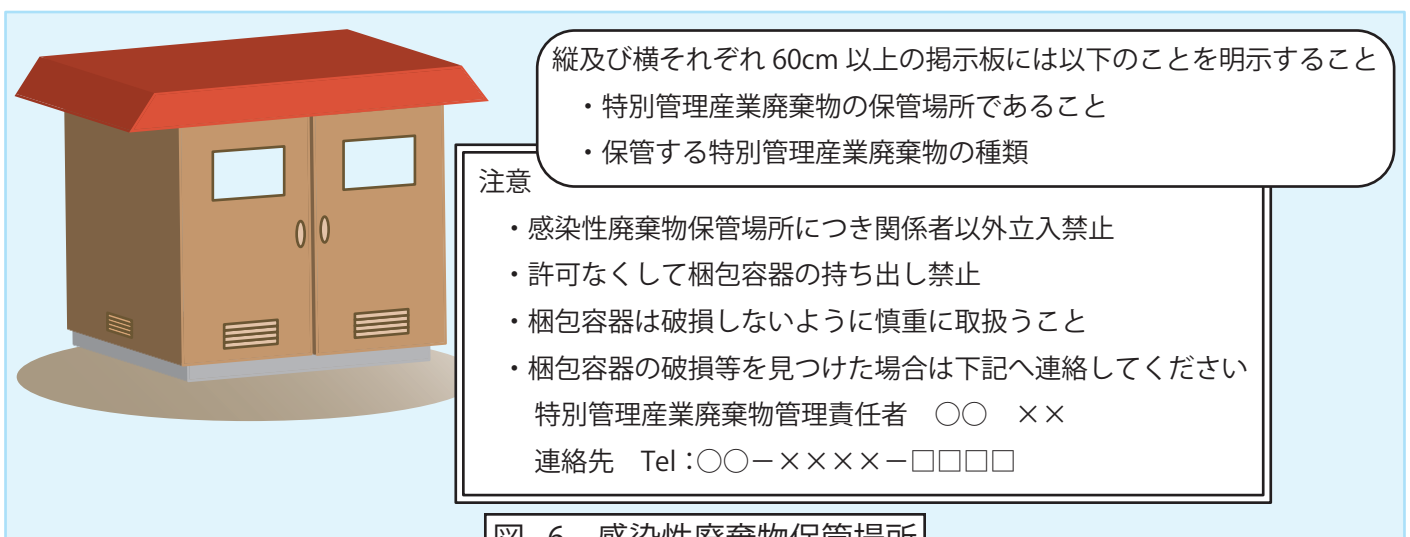
事業場の 名称、所在地 及び業種	名称  住所 〒 業種 <span style="float: right;">電話 ( )</span>
特別管理産業廃棄物 管理責任者の氏名	(フリガナ) 職名 <span style="float: right;">氏名</span>
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	1. 講習会修了 (修了証番号 第 号) 2. 1以外の資格者 ( )
特別管理産業廃棄物管理 責任者の設置又は変更の 年月日及びその事由（初 めて設置する場合は「新 規設置と記入）	年 月 日  (事由)
特別管理産業廃棄物 の 種 類	
* 事務連絡欄 ( 記 入 不 要 )	

- 備考
1. 特別管理産業廃棄物の種類は、できるだけ具体的に記入のこと。また、特定有害産業廃棄物の場合は、その物質名も記入のこと。
  2. 講習会修了による資格の場合は、講習会修了証の写しを添付すること。
  3. 正副2部提出し、受付印押印後1部を保管のこと。なお、郵送する場合は返信用の封筒及び郵券を同封のこと。

## 2 保管編

### (1) 感染性廃棄物の保管（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

- ・ 周囲に囲いをする。
- ・ 保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱注意の表示する。（図.6）
- ・ 感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行う。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮する。  
（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください!）
- ・ 感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にする。
- ・ やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫に入れるなどする。



### (2) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの・・ 密閉容器
- ② 固形状のもの…………… 丈夫なプラスチック袋を二重にして使用又は堅牢な容器
- ③ 鋭利なもの…………… 耐貫通性のある丈夫な容器

(3) 表示（令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1項第1号、規則第1条の10）

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図.7のバイオハザードマークを付けてください。

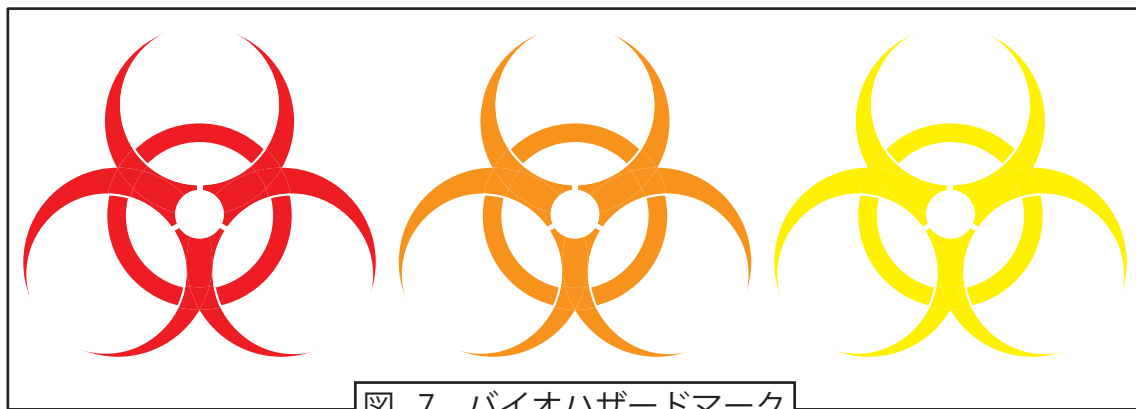


図.7 バイオハザードマーク

- ① 液状又は泥状のもの（血液等）…………… 赤色
- ② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）…… 橙色
- ③ 鋭利なもの（注射針等）…………… 黄色



非感染性廃棄物の梱包容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図.8のとおり行ってください。

一部の自治体では、この非感染性廃棄物ラベルを指定している場合もありますので、所在地の清掃事務所にお問い合わせください。

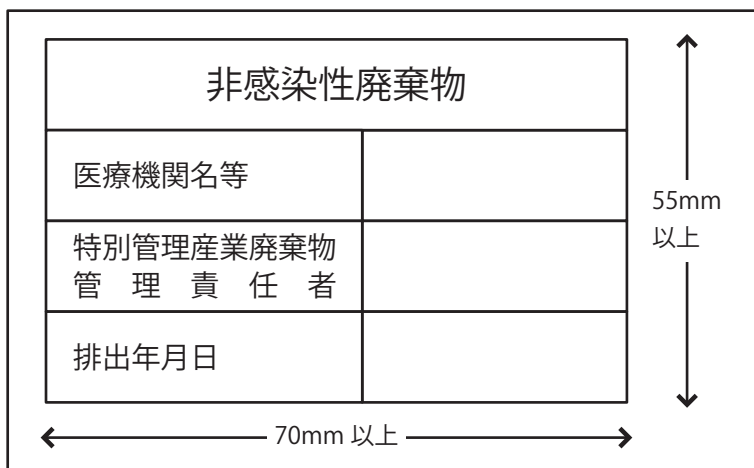


図.8 非感染性廃棄物ラベル

## 3 処理編

### (1) 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、以下の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた処理後物は、非感染性廃棄物として取扱うことができます。(鋭利なものは除く)

① 焼却設備を用いて焼却する方法

② 溶融設備を用いて溶融する方法

③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

ただし、感染症法、結核予防法<sup>\*1</sup>及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

（「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）」）

※ 施設内処理の注意点

- ・ 焼却又は溶融設備を用いる場合、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に産業廃棄物対策課審査係（参照：巻末問い合わせ先）にお問い合わせください。
- ・ 焼却又は溶融設備を用いる場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、医療関係機関等の管理者の方は、緊急対応時のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

<sup>\*1</sup> 平成19年4月1日より感染症法が改正され、「結核予防法」が廃止になりました。

## 4章 委託処理

医療関係機関等で廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条第3項、法第12条の2第3項)

処理を委託する場合は、次の3点に気をつけてください。

### 1 許可業者を選ぶ

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」(処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

#### ○ 収集運搬業者選択のポイント

- ・ 収集運搬させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 廃棄物を排出する自治体と、持込先の自治体の両方で許可を取っているか？  
(通過するだけの自治体の許可は必要ありません。)

#### ○ 処分業者選択のポイント

- ・ 処分させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか？

2章で、医療関係機関等から排出される廃棄物には「感染性廃棄物」、「非感染性廃棄物」、「その他廃棄物」の3種類があるという整理をしました。(参照：p.04)

#### ① 感染性廃棄物

感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれについても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できることになっています。(法第14条の4第15項、規則第10条の20)

従って、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約するようにしてください。



## ② 非感染性廃棄物

非感染性廃棄物は、感染性はありませんが産業廃棄物であることは変わりませんので、該当する区分の許可を有する業者と契約してください。（例：廃プラスチック類）

## ③ それ以外の廃棄物

①、②以外の廃棄物は、主に一般廃棄物になりますので、所在地の清掃事務所に御相談ください。

処理業者の選定方法には、以下のような方法があります。

### (1) ホームページで処理業者を検索する

東京都知事の許可を受けた処理業者は、産業廃棄物対策課のホームページから検索することができます。

また、(財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページで全国の許可業者が検索できます。

#### ○ 東京都産業廃棄物処理業者検索システム

URL：<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/search.htm>

#### ○ 産廃情報ネット 情報開示支援システム

URL：<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

### (2) 業界団体に問い合わせる

一例として(社)東京産業廃棄物協会（参照：巻末問い合わせ先）では、会員である処理業者の紹介を行っています。

東京都環境局は行政機関ですので、個別の業者紹介は行っておりません。

### (3) ADPP 医療廃棄物適正処理推進プログラム<sup>\*2</sup>の参加業者に委託する

処理業者の全国組織である(社)全国産業廃棄物連合会が行っている、医療廃棄物処理の質の向上を目指す運動です。

#### ○ 医療廃棄物 ADPP 参加企業検索システム

URL：<http://www.zensanpairen.or.jp/adpp/index.html>

<sup>\*2</sup> ADPP (Advanced Disposal Promotion Program)

適正処理推進プログラム (ADPP) は、処理業者の育成を目的とした処理業界の自主運動です。医療廃棄物 ADPP は、各社の情報公開を進め、医療廃棄物処理業界全体の資質向上を目指しています。

(社)全国産業廃棄物連合会ホームページより抜粋



## 2 契約を締結する

委託する処理業者が決定すると、次はいよいよ契約を結ぶことになります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は**必ず書面**で行うことと規定されています。

(令第6条の2第3号、令第6条の6第2号)

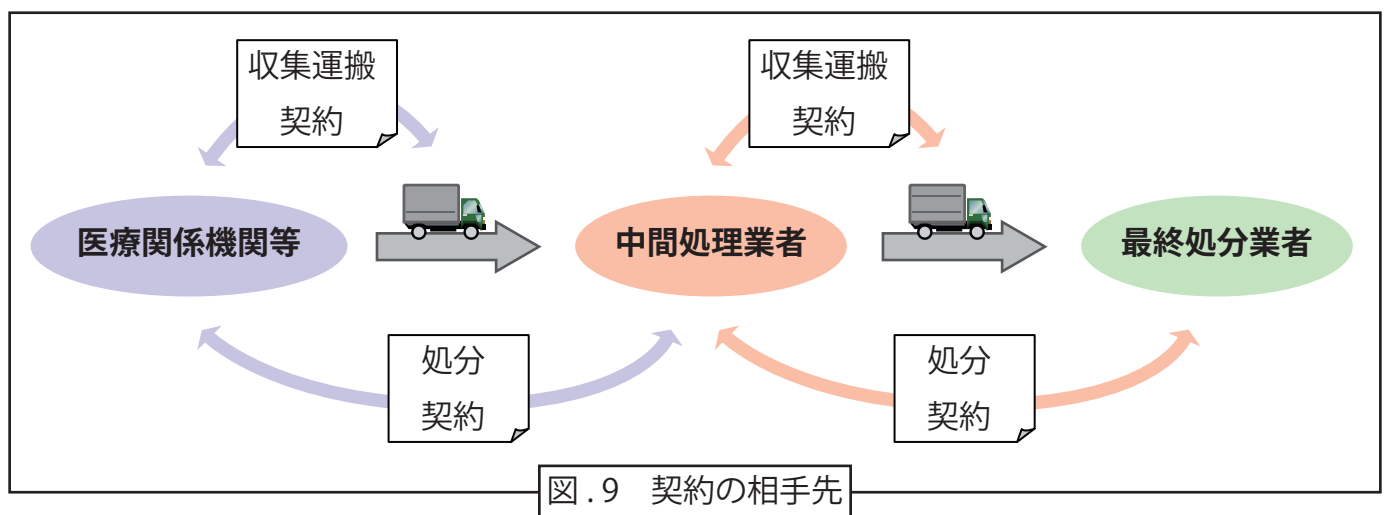
口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になる場合があります。よくあるケースで「ついでにこれも持って行って・・・」、これが重大な法律違反となってしまうのです。

それ以外の重要なポイントを以下にまとめます。

### (1) 必ず二者契約する (法第12条第3項)

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。

収集運搬業者だけと契約している場合は、搬入先の処分業者と契約していないことになり、法令違反となってしまいます。(ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません。)



**(2) 契約書に許可証の写しを添付する**（規則第8条の4）

許可証の写しの中で、以下の部分を特に確認してください。

**○ 許可の有効期限**

期限が切れていると、無許可業者に委託したことになる場合があります！

**○ 許可の区分・条件**

感染性廃棄物の許可のない処理業者は感染性廃棄物を扱うことができません。

**○ 許可の自治体名**

収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。例えば東京都から福島県の処分場まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

**(3) 契約書に含めなくてはならない必要事項**（令第6条の2第3号）

廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載しなければならない必要事項が規定されており、p.21表.3に掲げるものがあります。

実際の契約書の内容については、産業廃棄物対策課のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しておりますのでこちらを御参考ください。

URL：[http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/leaf\\_dl/model\\_k/index.htm](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/leaf_dl/model_k/index.htm)

**(4) 契約書は5年間保存する**（令第6条の2第4号、規則第8条の4の3）

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

表.3 委託契約書に含める事項

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の6項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

### 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する

マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけのものではなく、排出事業者が自ら交付すること（法第12条の3第1項）と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上で交付してください。

マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合がありますので、御注意ください。

マニフェストに関する重要なポイントを以下にまとめます。

#### (1) 最終処分終了まで確認する（法第12条の3第5項、規則第8条の26）

マニフェストの流れは、p.24 図.10 のようになります。

マニフェストは、運搬（B2票）、中間処分（D票）、最終処分（E票）が終了するごとに、処理業者から送付されます。控えのA票と戻ってきたマニフェストにより適正処理されたことを確認します。

マニフェスト（B2、D、E票）は送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

#### (2) マニフェストが戻ってこない場合（法第12条の3第7項、規則第8条の29）

マニフェストが定められた期間内（p.23 表.4）に戻ってこない場合や、記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都へ報告してください。

感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、30日以内に都知事に報告（措置内容等報告書）を行わなければなりません。

様式は、産業廃棄物対策課のホームページで入手することができます。

URL：<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/todoke/sochisyo/index.htm>

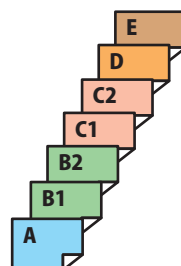


表.4 定められた期間（マニフェスト）

	主旨	ルート	処理業者の送付期限	排出事業者が送付を受けるまでの期限
A	控え	排出事業者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者⇒排出事業者	運搬を終了した日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物の場合は 60 日
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者⇒運搬業者		
D	処分終了	処分業者⇒排出事業者	処分を終了した日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物の場合は 60 日
E	最終処分終了	処分業者⇒排出事業者	2 次マニフェスト* の E 票の送付を受けた日から 10 日	交付の日から 180 日

\*2 次マニフェスト：中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと

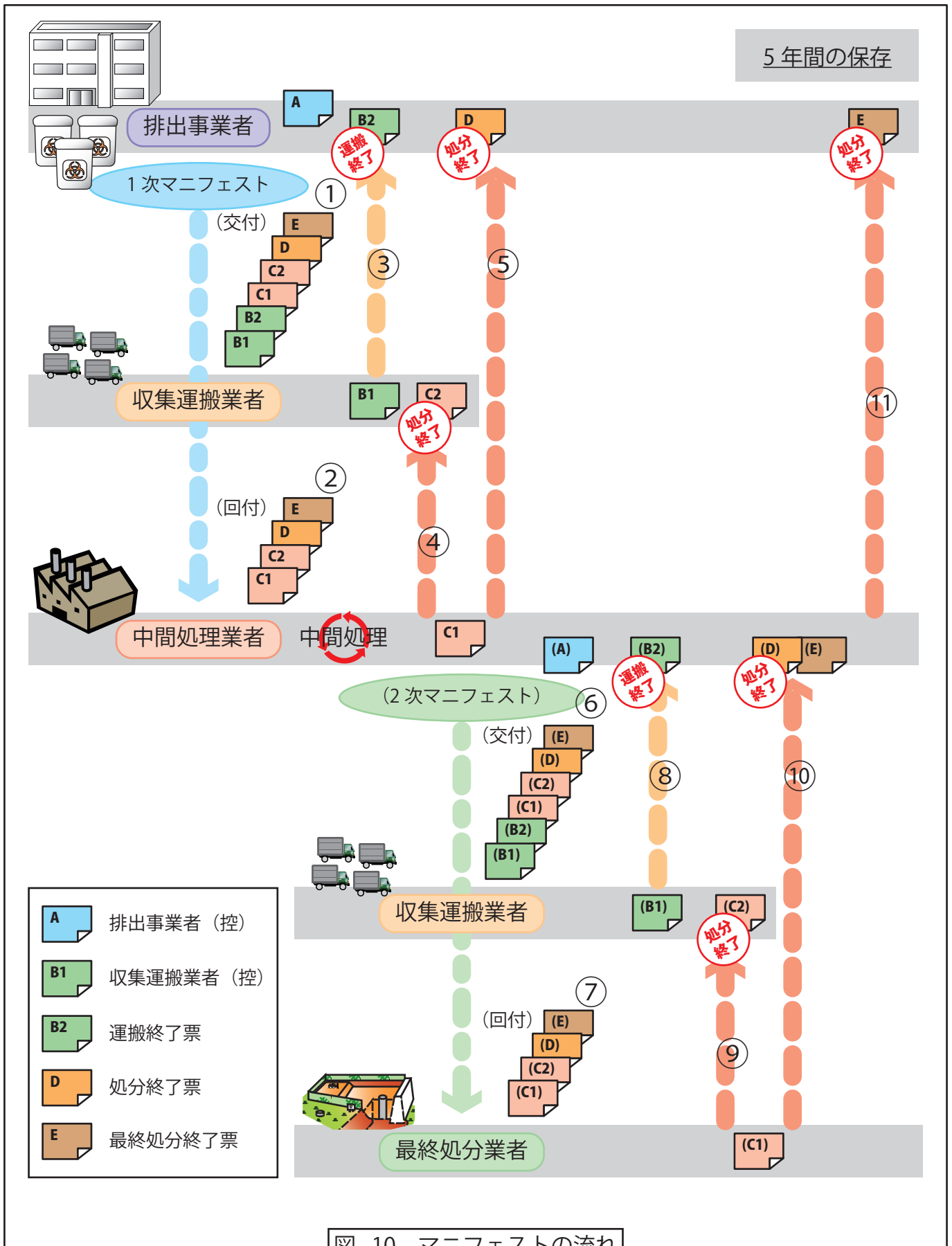


図.10 マニフェストの流れ

### (3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する（法第12条の3第6項、規則第8条の27）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物を排出した事業者が前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、図.11に示した様式にまとめ、毎年6月30日までに都道府県知事又は政令市長へ提出するものです。（初回は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに交付したマニフェストについて、平成20年6月30日までに提出する。）

医療関係機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェスト及び帳簿管理等に十分留意してください。

平成20年度より  
スタート！

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種							
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

図.11 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式

### ○ 記載のポイント

- ① 前年度4月1日から3月31日までに交付したマニフェストについてまとめる。
- ② 事業所単位でまとめる。
- ③ 都内で排出した（特別管理）産業廃棄物について、東京都に報告する。  
（他道府県で排出したものについては、当該排出場所の産業廃棄物所管部署に提出する。）
- ④ 産業廃棄物の種類ごと、委託業者ごとに分けて記載する。

東京都における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の取扱いは、産業廃棄物対策課のホームページで情報提供しています。

また、法定様式に準ずる東京都様式（PDF 様式及び Excel 様式）、記載例、Q&A なども入手することができますので、御参考ください。

URL：<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/todoke/kofujokyo/index.htm>

### ○ 提出方法

毎年4月1日から6月30日まで受け付けます。

提出先：東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 9階北

\* 封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と御記入ください。



#### (4) 電子マニフェストの利用を検討してください

電子マニフェストとは、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。電子マニフェストの流れは、p. 29 図. 12 のようになります。

また、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)業者が提供するシステムを介して情報処理センターに接続する方法(EDI 接続)もあります。接続業者により廃棄物の追跡管理や帳票管理など、様々な追加機能を提供しています。(p. 29 図. 13)

##### ○ 電子マニフェストの長所

###### ① 事務の効率化

- ・マニフェストの5年間保存が不要
- ・処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認も容易
- ・管理票データの加工が容易
- ・事務の効率化による人件費の削減

###### ② 法令遵守

- ・マニフェストの誤記、記載漏れを防止
- ・委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

###### ③ データの透明性

- ・マニフェストの偽造を防止
- ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

###### ④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

特に④(参照：p. 25)については、電子マニフェスト情報を取りまとめる情報処理センターから各行政に報告を行うため、事業者自らの提出が不要になります。ただし、通常のマニフェストを交付した分については、報告書として取りまとめ、各行政に提出する必要がありますので御注意ください。

## ○ 電子マニフェストの利用料金（税込）

料金区分	排出事業者		収集運搬業者	処分業者		
	A料金	B料金		処分報告機能のみ	A料金	B料金
					処分報告機能+2次登録機能	
加入料 (加入時のみ)	5,250円	3,150円	5,250円	5,250円	5,250円	5,250円
基本料 (年額)	26,250円	2,100円	13,125円	13,125円	26,250円	13,125円
使用料 (1件につき)	10.5円	63円 (41件目から)			10.5円	63円 (41件目から)

排出事業者は、A料金かB料金のいずれかを選択します。

- ・ B料金の使用料は、登録件数40件までは基本料の中に含まれます。
- ・ 年間の電子マニフェストの登録件数が508件以下の場合は、B料金の方がお得です。

## (少量排出事業者団体加入割引料金)

平成19年10月1日より病院・診療所等の少量排出事業者がまとまって電子マニフェストに加入する場合を対象とした、B料金の基本料を不要とする従量制の料金体系が導入されます。(基本料金2,100円が不要で、登録情報1件につき63円)

詳細については、(財)日本産業廃棄物処理振興センターにお問い合わせください。

## ○ 電子マニフェストの普及

電子マニフェストの導入は、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」(平成18年1月19日決定)において、平成22年度には電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定され、政府全体として電子マニフェストを一層推進することとなりました。

平成20年度より産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が必要となることから、電子マニフェストの導入が今後急速に進展する可能性があります。

- ・ 電子マニフェストに対応している処理業者の検索  
産廃情報ネット 情報開示支援システム

URL : <http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

- ・ 電子マニフェストの問い合わせ先  
(財)日本産業廃棄物処理振興センター (参照：巻末問い合わせ先)

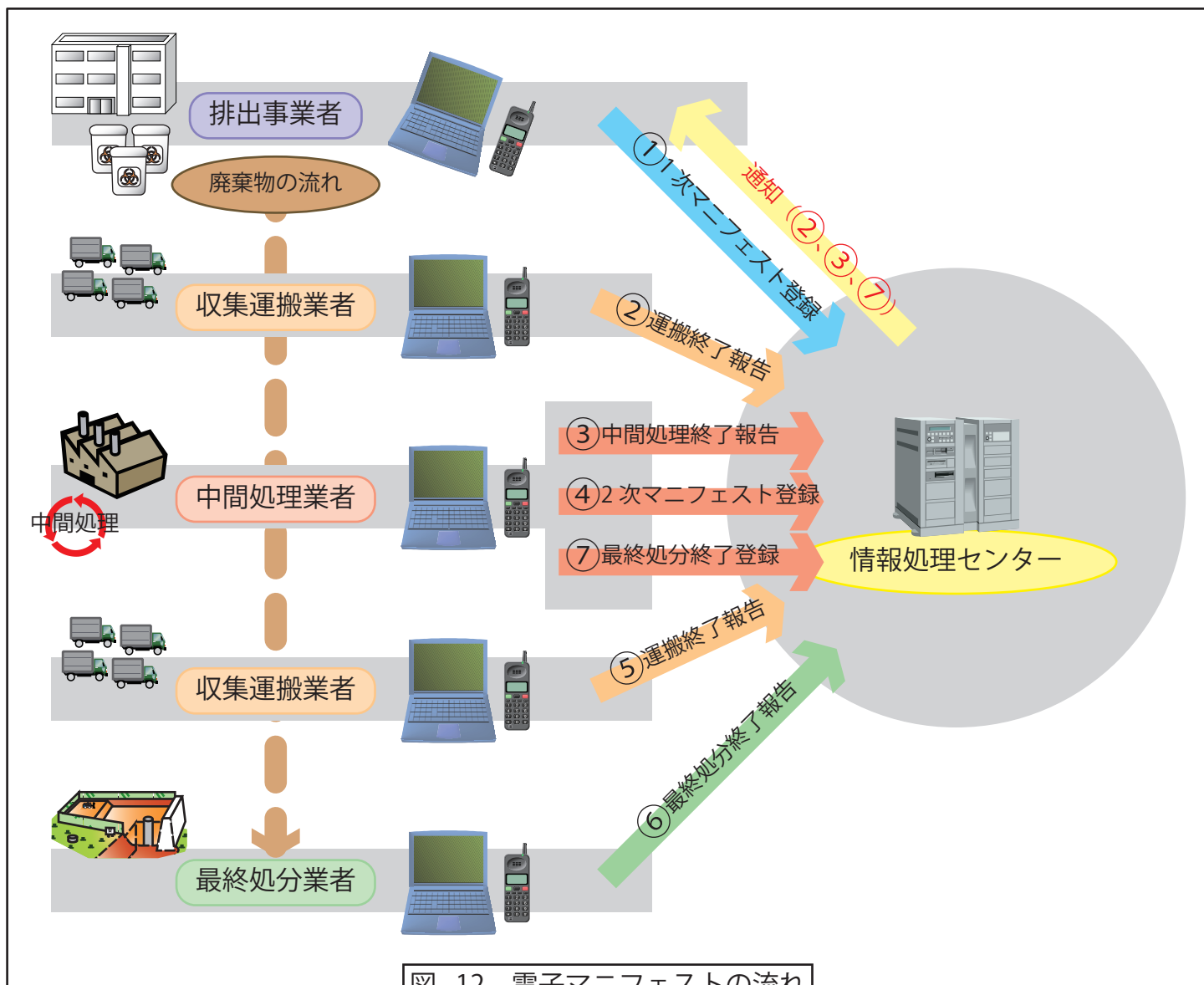


図.12 電子マニフェストの流れ

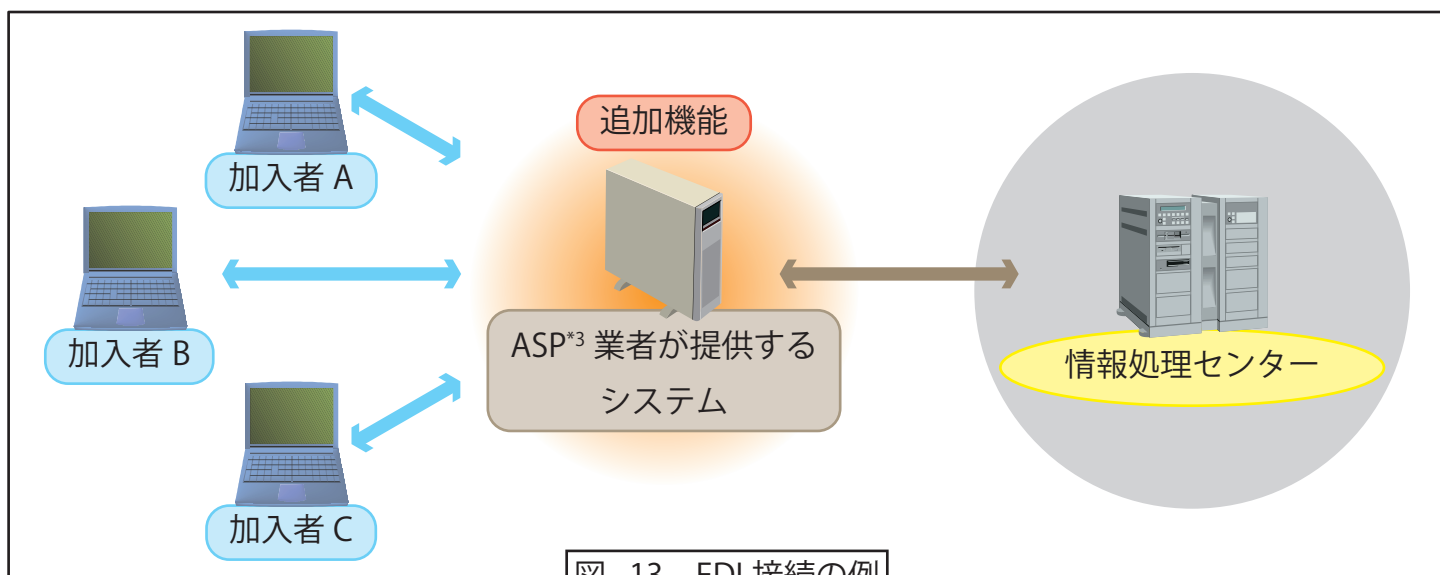


図.13 EDI 接続の例

\*3 ASP (Application Service Provider)

業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客にレンタルする事業者のこと。利用者はパソコン等からインターネット経由で ASP 業者が提供するサーバーにアクセスし、インストールされた業務用ソフトを利用する。

## 5章 廃棄物をめぐる先進的取組

### 1 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度

平成17年3月に東京都廃棄物条例が改正され、排出事業者と処理業者の適正処理への取組の報告を受け、公表する制度が創設されました。平成17年9月より制度が実施され、産業廃棄物対策課のホームページで、その取組内容が順次公表されています。

URL：[http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/hou\\_kou/index.htm](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/hou_kou/index.htm)

#### (1) 排出事業者

一定規模以上の建設業や製造業、細心の注意のもとに取扱われるべき感染性廃棄物や特定有害産業廃棄物を排出する病院、大学、自然科学研究所、血液センター、衛生検査所を対象とし、処理業者の選定方法や処理の履行状況確認方法、社内及び下請業者、部品納入業者等への教育など、適正処理の徹底を確保するための取組を公表しています。

医療関係機関等では、病院、血液センター、衛生検査所を対象としています。

#### (2) 処理業者

中間処理施設、最終処分場及び積替保管施設を有する産業廃棄物処理業者を対象とし、月ごとの搬入・搬出実績や廃棄物の保管状況、施設の稼働状況などを公表しています。

これらの取組により、排出事業者の意識の向上が図られ、適正処理の確保に向けた取組が促進されます。

処理業者に対しては、処理の状態が公表されることにより、処理業者に対する社会的信頼性が高まるとともに、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選定できるようになります。

## 報告・公表制度（東京都廃棄物条例）

### 排出事業者

- ・ 一定規模以上の建設業、製造業
- ・ 感染性廃棄物を排出する病院など

### 処理業者

- ・ 施設を持つ処理業者
- ・ (積替保管を行う収集運搬業者・処分業者)

### 減量・適正処理を図るために講じている事項

- ・ 廃棄物処理の管理体制
- ・ 適正な業者選定、処理の履行確認など

### 産業廃棄物の処理状況

- ・ 運搬受託量、積替保管場所ごとの保管量
- ・ 処分受託量、処分後の持出量
- ・ その他適正処理の実現を示す事項など



図.14 報告・公表制度の概要

(第3号様式-第2面)

2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項

(1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

(2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総合的な責任を担う組織の設置及び取組の状況

① 総合的な責任を担う組織（以下「総合的組織」という。）の名称

② 総合的組織が取り組んでいる事項

ア 社内（病院内）における産業廃棄物の管理体制

- 経営者層を含めた、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する委員会等を設置している。
- 産業廃棄物処理<sup>※4</sup>の委託先の選定・契約に関与する組織の間で、産業廃棄物処理について必要な情報を共有している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認に電子マニフェスト<sup>※5</sup>を導入している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認にGPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入している。
- 産業廃棄物の保管場所を管理するための体制を構築している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。

<策定している手順書に含まれている内容>

- 適正な処理委託契約を行うための手順
- 特別管理産業廃棄物に該当するかどうかを判断するための手順
- 適正な分別や保管の手順
- 紙マニフェスト<sup>※6</sup>及び電子マニフェスト（以下「マニフェスト等」という。）の運用を適正に行うための手順
- 処理施設を設置している場合、施設での適正な処理を行うための手順
- その他（ ）

- 事故発生時の連絡対応の体制を構築している。
- 産業廃棄物の適正処理に係る内部監査の実施体制を構築している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する情報を外部発信するための体制を構築している。
- 業務委託先等の関連事業者を含めた、減量及び適正処理確保のための体制を構築している。
- その他（ ）

イ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する社内（病院内）のコミュニケーション

- 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。
- 有害化学物質の使用状況を把握している。
- 産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
- 産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。

<把握している内容>

- 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況

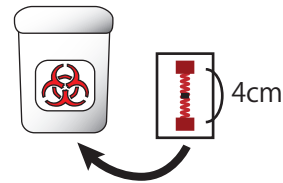
図.15 病院報告様式（抜粋）

## 2 医療廃棄物の個別追跡管理システム

感染性廃棄物は、たとえ少量であっても不法投棄などの不適正処理をされると、周辺環境に与える影響は非常に大きなものになります。また、医療関係機関等から排出された感染性廃棄物は、現行のマニフェストで処理を確認することができますが、処理業者に引渡したすべての感染性廃棄物が、容器ごと確実に処理されたことを確認することは困難です。

IC タグを用いた個別追跡管理システムは、感染性廃棄物の各容器に貼り付けた IC タグを、

- ① 医療関係機関等の搬出時
- ② 処分施設（焼却施設）の搬入時
- ③ 焼却直前



の3度にわたり、個別かつ電子的に読み取るもので、各段階で IC タグのデータが管理サーバーのデータと照合確認されることで、感染性廃棄物が確実に処分されたことを記録・証明するため、不適正処理リスクを回避することができます。（参照：p. 33 図 . 16、p. 34 図 . 17）

### (1) 東京都医療廃棄物追跡システム事業

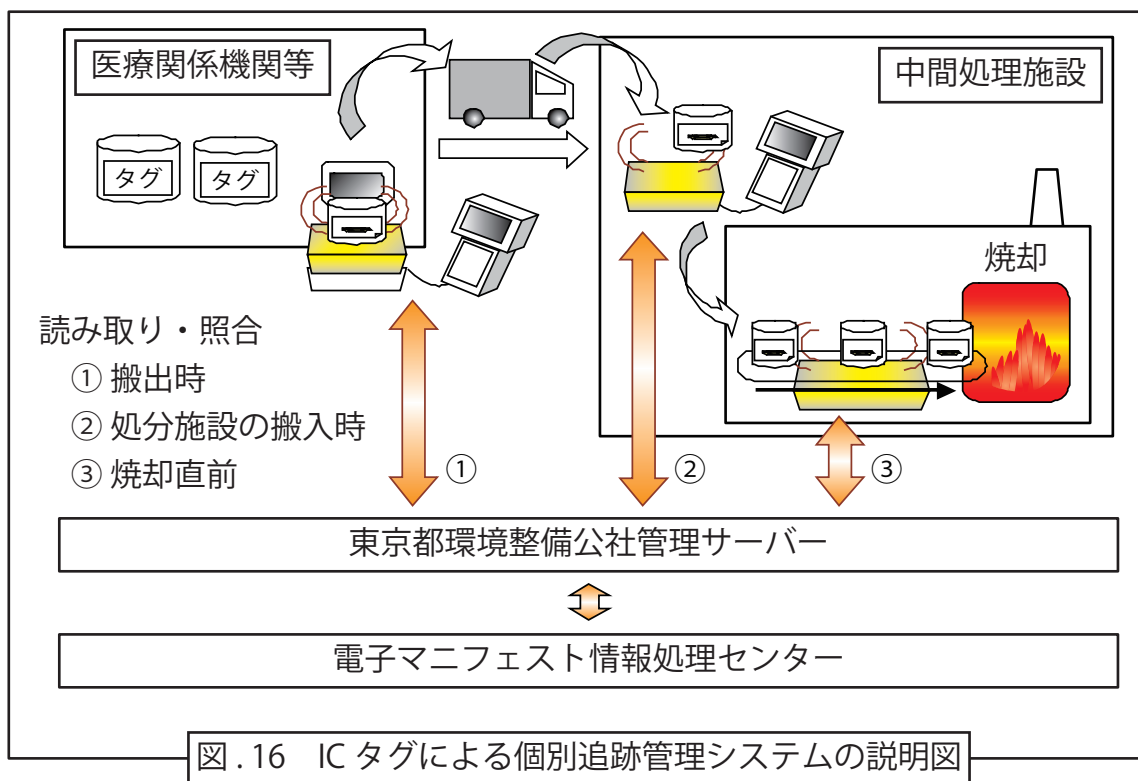
IC タグによる個別追跡管理システムは、東京都廃棄物審議会の答申（平成 16 年 5 月）を受け、平成 17 年 10 月から都が大規模病院向けに「東京都医療廃棄物追跡システム事業」として開始したものです。システムの開発・運営主体は（財）東京都環境整備公社が担当しており、これまで都立及び民間の計 7 病院がこの事業に参加しています。これまでの実証の結果、感染性廃棄物の適正処理について安全性や信頼性が十分確保されています。

### (2) 東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

平成 11 年 11 月、青森・岩手県境で大規模不法投棄事件が発覚したことをきっかけとし、（社）東京都医師会では診療所を対象に、平成 15 年度からバーコードを活用した医療廃棄物適正処理モデル事業を葛飾区で開始しました。平成 19 年度よりバーコードから IC タグを活用した個別追跡管理システムに移行し、葛飾区、足立区、新宿区など 13 地区医師会、646 医院でシステムが導入されています。（平成 20 年 1 月現在）

また、（社）東京都獣医師会においても、平成 19 年度から同じ IC タグを活用した個別追跡管理システムの導入が開始され、15 獣医師会支部、96 医院で運用されています。（平成 20 年 1 月現在）



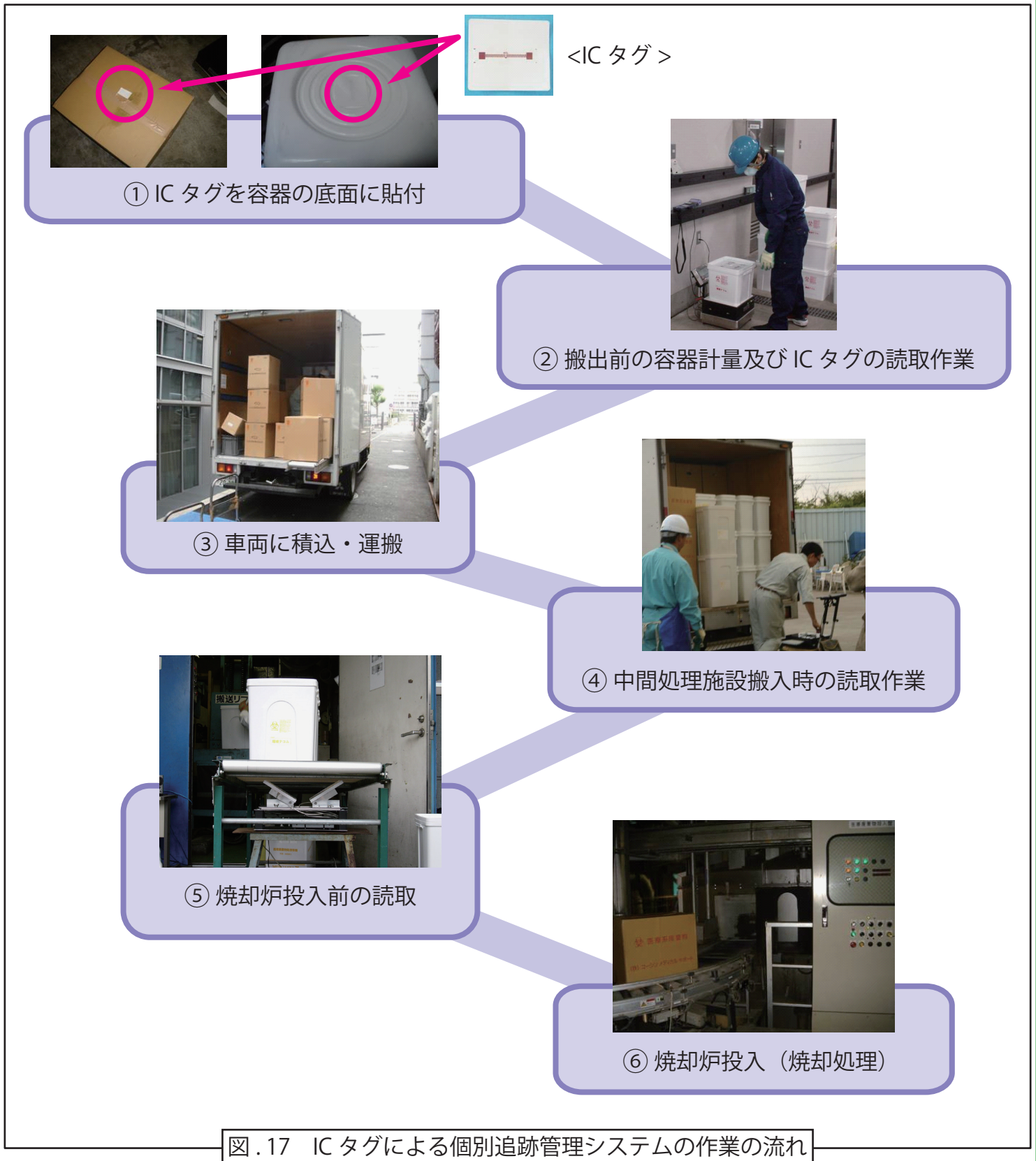


### (3) ICタグによる個別追跡管理システムのメリット

ICタグによる個別追跡管理システムは、電子マニフェストとも連動しており、処理状況の確認、マニフェストの保存、帳簿の記載、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出などの管理業務を大幅に低減することができます。また、パソコン等がなくてもFAXでの運用も可能です。

ICタグのICとは、集積回路（Integrated Circuit）の略で、タグ（荷札）に様々な情報を記録することができる無線ICチップを内蔵したものです。ICチップとアンテナから構成されるICタグは、電波を利用することで複数のタグを一括して読み取ることや、離れた場所から読み取ることができるなど、バーコードにはない特徴を有しています。身近で利用されている例としてSUICAやPASMOなどがあります。

- ・ICタグによる個別追跡管理システムの問い合わせ先  
（財）東京都環境整備公社（参照：巻末問い合わせ先）





## 問い合わせ先

### 東京都環境局窓口

(23区・島しょ地域)

廃棄物対策部 産業廃棄物対策課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

都庁第二庁舎9階

指導係 Tel: 03-5388-3586

審査係 Tel: 03-5388-3587

規制監視係 Tel: 03-5388-3589

不法投棄対策係 Tel: 03-5388-3446

(多摩地域)

多摩環境事務所 廃棄物対策課

〒190-0022 立川市錦町4-6-3

東京都立川合同庁舎4階

浄化槽係 Tel: 042-528-2692

審査係 Tel: 042-528-2693

規制指導係 Tel: 042-528-2694

URL: <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/index.htm>

	(都庁)	(多摩環境事務所)
○ 医療廃棄物全般について	指導係	規制指導係
○ 処理施設、処理業者の許可について	審査係	審査係
○ 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出	規制監視係	規制指導係
○ 措置内容等報告書	規制監視係	規制指導係
○ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について	規制監視係、指導係	

### (社) 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階

Tel: 03-5283-5455

URL: <http://www.tosankyo.or.jp>

- 処理業者の紹介
- マニフェストの購入
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習について

(財) 日本産業廃棄物処理振興センター

Tel : 03-5811-8296 (サポートセンター)

URL : <http://www.jwnet.or.jp/>

- 電子マニフェスト制度について
- 電子マニフェストの加入について

(財) 東京都環境整備公社

〒135-0052 江東区潮見1-3-2

Tel : 03-3644-2189 (代)

URL : <http://www.tokyokankyo.jp/>

- IC タグによる個別追跡管理システムについて

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

Tel : 03-3581-3351 (大代表)

URL : <http://www.env.go.jp/>

- 法令・告示・通達の検索
  - ⇒ <http://www.env.go.jp/hourei/>
- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」
  - ⇒ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4791>

注意：産業廃棄物処理に係る個別の事例判断は、各都道府県等で行っています。